

長安口ダム予備放流実施要領

令和6年4月

四国地方整備局
那賀川河川事務所

(通 則)

第1条 長安口ダム操作規則第15条及び細則第6条に規定する予備放流を実施するにあたり、予備放流の開始及び方法に係わる計画立案については、この要領の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一. 洪水：規則第3条に規定する洪水
- 二. 予備放流水位：規則第9条に規定する水位
- 三. 予備放流：規則第15条に規定する放流で、予備放流開始時点から洪水調節開始時点に至るまで、又は洪水に至ることがなく、貯水位回復を始めた時点までの間をいう。

(予備放流の原則)

第3条 予備放流操作は、次の各号に規定する原則に従わなければならない。

- 一. 予備放流は、毎秒500立方メートルを標準として、規則第22条、細則第10条の放流の原則に基づき実施するものとする。
- 二. 予備放流は、気象、水象、その他の状況及び過去の実績等を勘案し、放流開始時刻を的確に判断するとともに、洪水調節開始までに必要となる予備放流水位を確保するものとする。
- 三. 予備放流は、気象、水象、その他の情報により、洪水発生の恐れが弱まったと認められる場合にあっては、放流速度の緩和、定量放流への移行または絞り込み操作等の放流量の調整を行うものとする。

(予備放流の準備体制)

第4条 那賀川河川事務所長（以下「所長」という。）は、貯水位が予備放流水位を超えており、かつ次の各号のいずれかに該当する場合は準備体制をとることができる。

- 一. 台風の中心がゾーン分割図の範囲に達する可能性があり、台風による降雨が予想されるとき。
- 二. 気象、水象、その他の状況により、洪水が予想されるとき。
2. 所長は、第1項の規定により準備体制をとった時は、ただちに次の各号に定める措置をとり、予備放流に備えなければならない。
 - 一. 気象及び水象の情報の収集を密にすること。
 - 二. 必要な要員を確保すること。
 - 三. 予備放流に必要な器材の点検及び通報、警報の準備にはいること。

(予備放流の実施決定基準)

第5条 予備放流の実施は、貯水位が予備放流水位を超えており、かつ次の各号のいずれ

れかに該当する場合に行うものとする。

- 一．徳島地方気象台から那賀・勝浦地方で大雨または、洪水に関する注意報・警報が発令され、洪水の発生が予想された場合。
- 二．台風が中心がゾーン分割図に示す枠外にあるときは、流域平均連続雨量が50ミリメートルに達した後に、時間雨量が20ミリメートルを超えたとき。
- 三．台風が中心がゾーン分割図に示す枠内に達し、台風による降雨が引き続き予想されるとき。
- 四．台風以外の場合は、別表1の条件に該当し、引き続き降雨が予想されるとき。
- 五．その他の状況により、予備放流開始の必要性が認められると所長が判断した場合。

（予備放流の開始基準）

第6条 予備放流の開始は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一．台風情報等により、流入量が毎秒500立方メートルを超えると判断された場合には、放流を開始し予備放流水位を限度に貯水位を低下させる。
- 二．台風情報等により、流入量が毎秒3,000立方メートルを超えると判断された場合、流入量が毎秒500立方メートルとなる時間を予測し、予備放流継続時間、その後の流入量に応じた放流時間を勘案し、これらの必要時間分さかのぼった時点から開始し、予備放流水位に貯水位を低下させる。
- 三．その他の状況により、予備放流開始の必要性が認められ、所長が放流開始を指示した場合。

（予備放流の停止）

第7条 予備放流の停止は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一．徳島地方気象台から那賀・勝浦地方で大雨または、洪水に関する注意報・警報が解除され、洪水の恐れがなくなった場合。
- 二．台風が中心がゾーン分割図の範囲外になり、かつ6時間以上降雨がない場合、または、予備放流水位等に達している場合。
- 三．ダム流入量が毎秒500立方メートルを超えないと判断された場合。
- 四．その他の状況により、予備放流開始の必要性が無くなり、所長が放流停止を指示した場合。

（予備放流の操作基準）

第8条 予備放流操作は、次の各号に規定する基準に従わなければならない。

- 一．予備放流の標準操作は、台風等の到達時間内で平滑化した予備放流量を基本とする。
- 二．予備放流の最大放流量は、毎秒500立方メートルを標準とするが、気象、水象、その他の状況により、予備放流量及び予備放流の所要時間を勘案し、随時調整を行うことができる。

- 三．放流量の増加は、下流に急激な水位変動を生じないように細則第10条を標準とするが、貯水池の状況、気象、その他の状況により必要がある場合には、段階的な放流方法で計画することができる。
- 四．放流量の低減は、下流に急激な水位変動を生じないように、流入量、予備放流量及び予備放流必要量を勘案しながら、予備放流水位の確保並びに洪水調節への速やかな移行に配慮すること。
- 五．予備放流において、一旦予備放流水位まで貯水位を低下させた後、洪水調節開始までの間においては、貯水池に流入する流水を放流し、予備放流水位を維持すること。

（予備放流計画の作成）

第9条 長安ロダムが予備放流を実施する場合は、第3条の原則に基づき、第5条、第6条、第8条の基準を踏まえ、予め予備放流計画を作成するものとする。

（予備放流計画の修正）

第10条 予備放流は、第9条の計画書に従い実施するものであるが、その後の気象、水象、その他の状況を総合的に判断し、随時修正しながら安全かつ確実な予備放流となるよう努めなければならない。

（記 録）

第11条 予備放流を実施した場合、次の各号に掲げる事項を記録しておかねばならない。

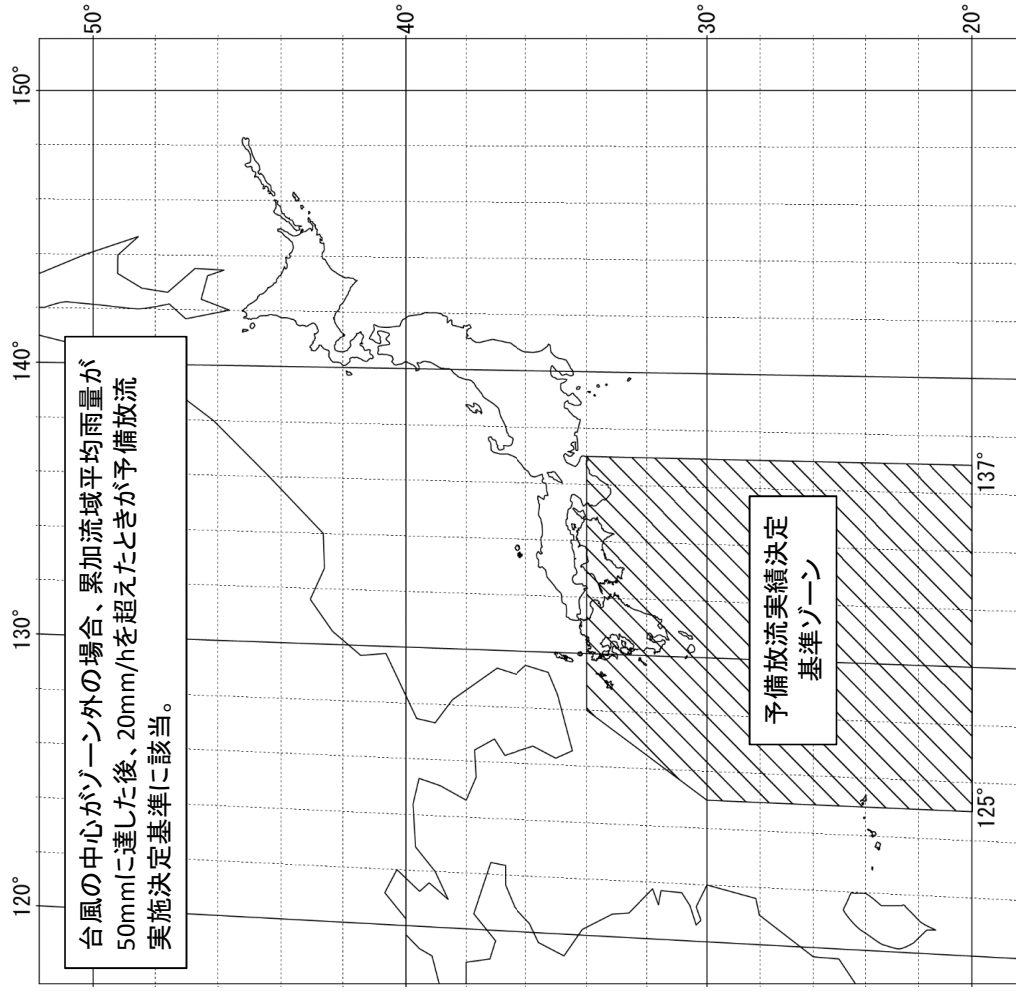
- 一．予備放流を開始した時間、及び台風による洪水の場合はその位置等。
- 二．予備放流操作の状況（水位、放流量、流入量）。
- 三．その他予備放流量に関する事項等。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年6月15日から施行する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

ゾーン分割図(台風)



別表1 予備放流決定条件(台風以外)

季別	貯水位 (EL.m)	自流 (m ³ /s)
春季 3/1～5/31	222.5以上～225.0以下	70.0以上～
	220.5以上～222.5未満	160.0以上～
	215.7以上～220.5未満	240.0以上～
夏季 6/1～9/9	225.0以下	70.0以上～
秋季 9/10～11/30	222.5以上～225.0以下	70.0以上～
	215.7以上～222.5未満	85.0以上～
冬季 12/1～2/29	223.0以上～225.0以下	70.0以上～
	221.5以上～223.0未満	140.0以上～
	220.0以上～221.5未満	190.0以上～
	215.7以上～220.0未満	220.0以上～